



謹賀新年

元日の能登半島地震で亡くなられた方々への哀悼ともに被災された方々にお見舞いを申し上げます。

改めましてみなさま新年あけましておめでとうございます。

旧年中はNPO法人トーチに多くのご支援ご協力をいただきまことにありがとうございました。



さて利用会員さんとお付き合いをしてしばらく経つと思いがけなく貴重なお話をうかがうことがあります。Aさん宅へ訪問したある日、いきなり、「お前んところのNPOは何か補助金でももらっているのか？」との質問があり、補助金はもらっていないこと、会員さんからの会費と寄付金だけで運営していることを説明しますと、Aさん「一人暮らしの高齢者につきあってくれるんだから、てっきり役所から給料か補助金でも出ているものだと思っていたよ。あんた達よっぽどの物好きか変人だな。」と言われ思わず苦笑してしまいました。話は続き、高校を卒業し両親の反対を押し切って縁もゆかりもない名古屋に来て、きつい仕事でも必死に働いてきたこと。(日本の高度経済成長を支えてきたんだねと言いますと微かに頷かれます。)給料が銀行口座に振り込みになり自然に蓄えができたことなど、今までの楽しかったこと苦しかったことを語られました。少し涙ぐんだり、思い出話で笑ったり。いつもは言葉少ない人なのですがその日は機嫌が良いのか大変饒舌で、図らずもAさんのライフレビューを聞かせてもらうことができました。

懐かしい思い出などを語り合うことで、脳を活性化し情緒を安定させ、それを長く続けることで認知症予防に効果があると言われていた心理・社会的アプローチに「回想法」があります。Aさんとのやり取りがそれにあてはまるのかどうかわかりませんが、人生の一端を語っていただけただことで、Aさんがいつもより生き活きとしていたように見えました。Aさんに限らず利用者さんそれぞれにドラマがあり、時代時代を必死に生きてみえたことが実感でき、そのことを共感し、尊敬をもって良き伴走者として支援していけたらと考えています。

支援日誌から昨年印象に残ったことを書かせていただきました。本年も高齢者の権利擁護と生活支援のため引き続き活動をすすめてまいりますのでご支援よろしく願い申し上げます。

副理事長 市川公庸

施設入所者のご家族、身元保証人の方々に支えられて

日頃、老人ホームの運営に関わっている者として身元保証問題について思うところをお伝えしたいと思います。

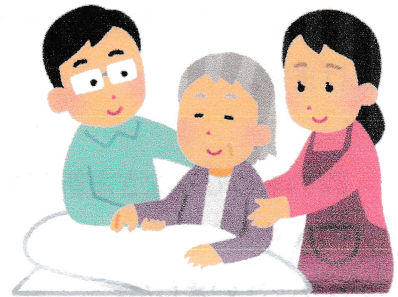
特別養護老人ホーム(以下「特養」という。)の入所に当たり、身元保証人という言葉を目にする機会が増えて来たように思います。現在、私が勤めている特養でもNPO法人などに身元保証人を

依頼されている割合は約40%になっております。核家族化による高齢者のみの世帯、子供世帯でも共働きで仕事を簡単に休めないこと。さらには、身内が既に孫世代となられている方等私が福祉関係の仕事についていた約40年前とは社会環境が違って来ております。

さて、特養の入所要件としては、身元保証人の必要性はありません。しかし、実際には、特養申込時にご家族、身元保証人(身元引受人)又は後見人(以下「身元保証人等」という。)をたてて頂いております。

では、どういう場合に身元保証人等が必要となるのでしょうか。

第1には、利用者が施設から入院する場合、病院から身元保証人を求められます。入院費の支払い保証や治療方針等の選択等が求められていますが、施設では身元保証人になれないため、ご家族がおられる方は良いのですが、頼れる身内がおられない場合は困ってしまう事態に陥ります。このため、ご家族がおられない方は、施設入所時に身元保証人等をお願いすることになります。



また、入院に至らなくとも利用者が病気になられた時、まず施設の嘱託医が判断しますが、医療機関(病院等)への受診が必要となることがしばしば発生します。この場合職員が同行し、施設からは看護サマリー(入院の場合は、栄養サマリーを追加)を受診先に提供し、施設での服薬や生活状況を医療機関にお伝えします。職員は、診療が終了するまでの半日以上の間を帯同するのが実態です。その間施設での職員に不足が生じます。他の施設入所者の処遇上、円滑に業務を遂行するには、受診した医療機関でご家族や身元保証人等への引継ぎをお願いせざるを得ない状況です。

さらに、日常の受診においても年間を通して考えますと、国が定めた職員数ではご家族や身元保証人等による同行受診をお願いできないと施設の日常業務が円滑に回らないのが現状です。

第2には、ご利用者がお亡くなりになった後の葬儀、遺骨、遺留金品の処理を施設ではご家族や身元保証人等に引き継ぐこととなります。ご家族がおられない場合、施設ではご親族(扶養義務者)を調べることができないので、葬儀の執行等何もできなくなってしまいます。

第3には、サービス利用料の支払いが6カ月以上遅延なり、催告に応じてもらえない時は、施設を退所していただくこととなります。ご利用者に未払いによる退所を求めることは非常に困難でありこのような事態に至らないように、身元保証人等(債務保証)をお願いするものです。概ね3つの点でご家族又は身元保証人等を施設入所時にお願いしているのが現状です。

冒頭にお話ししましたように社会環境が変化する中で、医療と福祉とそれを取り巻く社会という分野の間で埋めきれない課題に、身内のいない方が安心して施設入所することができるよう、まずは家族や身元保証人等への負担をできるだけ少なくするように、入所者(患者)の多様性に医療機関と施設と安心して生活ができる社会の実現を担う行政と3者がどのように負担・支援していくか検討されることが望まれます。当面はそのはざまをNPO法人等の身元保証が担うこととなりますが、所得の少ない方にも安心して利用できる身元保証制度となるよう仕組みと費用の適正な運用に行政は関与していただくことを願っております。

理事 Y.M

(後書き) このところ、在宅での見守りや緊急時支援を希望する利用会員が思いのほか増えていきます。何かしら一人では生きづらい時代になってきたように感じます。冒頭でご紹介したように、トーチの活動がそうした方々のよりどころになればと思います。また、トーチが当初から取り組んでいる身寄りのない方々が直面している「身元保証問題」の解決に向けての取り組みの一端を担えたらとも思います。

さて、残念なお知らせですが、設立当初から運営に関わっていただいた福岡晶理事が病氣療養中のところ昨年末にご逝去されました。これまで会報でご親族の体験記やご自身の闘病記などを紹介してきましたが、「東北地方一周」が絶筆となりました。心からご冥福をお祈りいたします。